

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における同項に規定する数量を次のとおり変更した。

一 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

85.0トン

2 知事管理区分に配分する数量

	知 事 管 理 区 分	配分する数量
一	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	3.8トン
二	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	0.0トン
三	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	12.2トン
四	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	0.5トン
五	千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	0.0トン
六	千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	0.0トン
七	千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	21.3トン
八	千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	8.9トン
九	千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	0.2トン
十	千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	0.1トン
十一	千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	9.5トン
十二	千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	5.3トン

十三	千葉県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	17.9トン
----	-------------------	--------

二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

59.4トン

2 知事管理区分に配分する数量

	知 事 管 理 区 分	配分する 数 量
一	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	5.2トン
二	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	0.0トン
三	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	30.3トン
四	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	16.9トン
五	千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	4.7トン